

独占契約禁止に関する規定

(2023 年 3 月 10 日国家市場監督管理総局令第 65 号 2023 年 4 月 15 日施行)

第 1 条 独占契約（本翻訳では以下、独占合意と訳す）の予防と制止をするため、「中華人民共和国独占禁止法（中華人民共和国反壟断法）」（以下、独占禁止法と略称）に基づき、本規定を制定する。

第 2 条 国家市場監督管理総局（以下、市場監督管理総局と略称）は、独占合意の独占禁止統一法執行業務の責任を負う。

市場監督管理総局は、独占禁止法 13 条 2 項の規定に基づき、各省、自治区、直轄市の市場監督管理部門（以下、省クラス市場監督管理部門）に本行政区域内の独占合意の独占禁止法執行業務の責任を負う権限を与える。

本規定でいう独占禁止法執行機関には、市場監督管理総局と省クラス市場監督管理部門が含まれる。

第 3 条 市場監督管理総局は、以下に掲げる独占合意の調査・処分の責任を負う：

- (1) 省、自治区、直轄市を跨ぐ場合；
- (2) 事件の状況が比較的複雑、或いは全国に重大な影響がある場合；
- (3) 市場監督管理総局が直接調査・処分する必要があると判断した場合。

前項に掲げる独占合意について、市場監督管理総局は省クラス市場監督管理部門を指定して調査・処分できる。

省クラス市場監督管理部門は、授権に基づき独占合意を調査・処分するとき、当該部門の調査・処分範囲に属さないことを発見した場合、或いは当該部門の調査・処分範囲に属するが、市場監督管理総局が調査・処分する必要がある場合、速やかに市場監督管理総局に報告しなければならない。

第 4 条 独占禁止法執行機関は、独占合意を調査・処分するとき、すべての事業者を平等に扱わなければならない。

第 5 条 独占合意とは、競争を排除、制限する合意、決定或いはその他の共同行為をいう。合意或いは決定は書面、口頭などの形式でできる。

その他の共同行為とは、事業者間での合意や決定が明確になされていないが、実質的に協調一致している行為をいう。

第 6 条 その他の共同行為を認定する場合、以下に掲げる要素を考慮しなければならない：

- (1) 事業者の市場行為に一致性があるか否か；

- (2) 事業者間に意思の連絡或いは情報交換が行われたか否か；
- (3) 事業者の行為の一致性を合理的に解釈できるか；
- (4) 関連市場の市場構造、競争状況、市場の変化などの情況。

第7条 関連市場とは、事業者が一定期間に特定の商品或いはサービス(以下、商品と総称)について競争する商品範囲と地域範囲をいい、関連商品市場と関連地域市場を含む。

関連市場の定義では、需要者の視点から需要の代替性の分析を行わなければならない。供給の代替性が需要の代替性と同样に事業者の競争上制約を生じる場合、供給の代替性も考慮しなければならない。

関連商品市場の定義では、需要の代替性の観点から、需要者の商品価格などの要素変化に対する反応、商品の特徴と用途、販売ルートなどの要素を考慮できる。供給の代替性の観点からは、他の事業者の転産の難易度、転産後に提供される商品の市場競争力などを考慮できる。

プラットフォーム経済分野の関連商品市場の定義では、プラットフォームの一方の商品に基づき関連商品市場を定義できる、プラットフォームが関連する多国間商品に基づき、プラットフォーム全体を1つの関連商品市場に定義できる、或いはそれぞれ複数の関連商品市場を定義し、各関連商品市場間の相互関係と影響を考慮できる。

関連地域市場の定義では、需要の代替性の観点から、商品輸送の特徴とコスト、多くの需要者が商品を選択する実際の地域、地域間の貿易障壁などの要素を考慮できる。供給の代替性の観点からは、他の地域の事業者が商品を供給する適時性と実行可能性などの要素を考慮できる。

第8条 競争関係にある事業者が商品の価格の固定或いは変更に関して、以下に掲げる独占合意を成立させることを禁止する：

- (1) 価格水準、価格変動幅、利益水準或いは割引、手数料などのその他の費用を固定或いは変更する；
- (2) 価格を計算するための標準公式、計算方法、プラットフォーム規則などの採用を約定する；
- (3) 合意参加事業者の自主的価格決定権を制限する；
- (4) その他の方法により価格を固定或いは変更する。

本規定でいう競争関係のある事業者とは、同一の関連市場で競争する実際の事業者と、関連市場に進出して競争する可能性のある潜在的事業者を含む。

第9条 競争関係にある事業者が商品の生産数量或いは販売数量の制限に関して、以下に掲げる独占合意を成立させることを禁止する：

- (1) 生産量の制限、生産量の固定、生産の停止などの方法で商品の生産数量を制限、或いは特定品種、型番商品の生産数量を制限する；
- (2) 商品の投入量を制限するなどの方法で商品の販売数量を制限、或いは特定の品種、型番

の商品の販売数量を制限する；

(3)その他の方法で商品の生産数量或いは販売数量を制限する。

第10条 競争関係にある事業者が販売市場或いは原材料調達市場の分割に関して、以下に掲げる独占合意を成立させることを禁止する：

(1)商品の販売地域、市場占有率、販売対象、販売収入、販売利益或いは販売商品の種類、数量、期間を分割する；

(2)原料、半製品、部品、関連設備などの原材料の調達区域、種類、数量、期間或いはサプライヤーを分割する；

(3)販売市場或いは原材料調達市場を他の方法で分割する。

前項の販売市場或いは原材料調達市場の分割に関する規定は、データ、技術とサービスなどにも適用する。

第11条 競争関係のある事業者が新技術、新設備の購入制限或いは新技術、新製品の開発制限に関して、以下に掲げる独占合意を成立させることを禁止する：

(1)新技術、新技術の購入、使用の制限；

(2)新規設備、新製品の購入、賃借、使用の制限；

(3)新技術、新技術、新製造技術、新製品への投資、研究開発の制限；

(4)新技術、新製造技術、新設備、新製品の使用の拒否；

(5)その他の方法により新技術、新設備の購入制限、或いは新技術、新製品の開発の制限。

第12条 競争関係のある事業者が取引のボイコットに関して、以下に掲げる独占合意を成立させることを禁止する：

(1)共同で特定の事業者へ商品の供給或いは販売の拒否；

(2)共同で特定の事業者の商品の調達或いは販売の拒否；

(3)共同で特定の事業者と競争関係のある事業者との取引の制限；

(4)その他の方法での取引のボイコット。

第13条 競争関係のある事業者は、意思の連絡、敏感な情報の交換、協調行動などの方法を通じて、本規定の8条から12条までに規定される独占合意を成立させるためにデータと計算方法、技術及びプラットフォーム規則などを利用してはならない。

第14条 事業者と取引相手が商品価格に関して、以下に掲げる独占合意を成立させることを禁止する：

(1)第三者に転売する商品の価格の水準、価格変動の幅、利益水準或いは割引、手数料などその他の費用の固定；

(2) 第三者に転売する商品の最低価格の制限、或いは価格変動の幅、利益水準、或いは割引、手数料などその他の費用を制限し、第三者に転売する商品の最低価格の制限；

(3) その他の方法で転売する商品の価格を固定、或いは転売する商品の最低価格を制限。

前項に規定する合意に対して、事業者が競争を排除、制限する効果がないことを証明できる場合、これを禁止しない。

第 15 条 事業者は、転売する商品の価格を統一、制限或いは自動的に設定するなどの方法を通じて、本規定 14 条に規定される独占合意を成立させるために、データと計算方法、技術及びプラットフォーム規則などを利用してはならない。

第 16 条 本規定の第 8 条から第 15 条に記載される情況に属さないその他の合意、決定或いは共同行為は、競争の排除、制限を証明する証拠がある場合、独占合意と認定し、禁止しなければならない。

前項に規定される独占合意は市場監督管理総局が認定の責任を負い、認定時に以下に掲げる要素を考慮しなければならない：

- (1) 事業者が合意を成立させ、実施した事実；
- (2) 市場競争状況；
- (3) 事業者の関連市場における市場占有率及び市場に対する制御力；
- (4) 合意が商品の価格、数量、品質などの面に及ぼす影響；
- (5) 合意が市場参入、技術進歩などの面に及ぼす影響；
- (6) 合意が消費者、その他の事業者に及ぼす影響；
- (7) 独占合意の認定に関連するその他の要素。

第 17 条 事業者と取引相手が合意を達成し、事業者は合意に参加した事業者の関連市場における市場占有率が市場監督管理総局の規定する基準を下回り、かつ市場監督管理総局が規定するその他の条件に合致していることを証明できる場合、これを禁止しない。

第 18 条 独占禁止法第 19 条に規定される事業者が他の事業者を組織して独占合意を締結するには、以下の情況が含まれる：

(1) 事業者は独占合意の合意者に属さず、独占合意の達成或いは実施過程において、合意の主体範囲、主要な内容、履行条件などに対し決定或いは主導的な役割を備える；

(2) 事業者は複数の取引相手と合意を締結し、競争関係のある取引相手との間で当該事業者を通じ意思の連絡或いは情報の交流を行い、本規定の第 8 条から第 13 条の独占合意を達成した；

(3) その他の方法により他の事業者を組織し独占合意を達成した。

独占禁止法第 19 条に規定される事業者は、他の事業者の独占合意の達成に実質的な幫助を提供するが、これには必要な支援の提供、重要な便宜条件の創造、或いはその他の重要な幫助が含ま

れる。

第 19 条 事業者は調査された独占合意が独占禁止法第 20 条の規定に属することを証明できる場合、本規定第 8 条から第 16 条、第 18 条の規定は適用されない。

第 20 条 独占禁止法執行機関は調査した独占合意が独占禁止法第 20 条の規定に属するか否かを認定する場合、以下に掲げる要素を考慮しなければならない：

- (1) 合意が実現する当該状況の具体的な形式と効果；
- (2) 合意と実現する当該状況間の因果関係；
- (3) 合意は実現する当該状況の必要条件か否か；
- (4) その他、合意が関連状況に属することを証明できる要素。

独占禁止法執行機関は消費者が合意による利益を共有できるかどうかを認定し、消費者が合意の達成、実施により商品の価格、品質、種類などの面で利益を得られるか否かを考慮しなければならない。

第 21 条 業界の協会は業界の自律を強化し、本業界の事業者が法に基づき競争し、規則遵守で事業し、市場競争秩序を維持するよう指導しなければならない。業界の協会は以下に掲げる行為の禁止する：

- (1) 競争を排除、制限する内容を含む業界の協会の定款、規則、決定、通知、標準などの制定、公布する行為；
- (2) 当業界の事業者を招集、組織或いは促進するため競争の排除、制限する内容を含む合意、決議、紀要、備忘録などの達成する行為；
- (3) その他当該業界の事業者を組織し独占合意を達成或いは実施する行為。

本規定にいう業界の協会とは、同業界の経済組織と個人から構成され、業界サービスと自主規制管理機能を行使する各種の協会、学会、商会、連合会、振興会などの社会団体の法人をいう。

第 22 条 独占禁止法執行機関は職権に基づき、或いは通報、上級機関からの引渡、他の機関からの移送、下級機関の報告、事業者の自発的報告などのルートを通じ、被疑独占合意を発見する。

第 23 条 通報が書面形式を採るとともに関連事実と証拠が提供された場合、独占禁止法執行機関は必要な調査を行わなければならない。書面による通報は、通常以下に掲げる内容を含まなければならない：

- (1) 通報者の基本情況；
- (2) 被通報者の基本情況；
- (3) 被疑独占合意の関連事実と証拠；
- (4) 同一の事実について他の行政機関に通報或いは人民法院に起訴しているか否か。

独占禁止法執行機関は業務の必要性に応じ、通報者に通報資料の補充を求めることができる。

書面形式を採った実名通報に対して、独占禁止法執行機関は事件の調査処理の完了後、通報者の書面による求めに基づいて法に基づき通報処理結果を応答できる。

第 24 条 独占禁止法執行機関は、被疑独占合意に対する必要な調査を経て、以下に掲げる条件に適合する場合、立件しなければならない：

- (1) 事業者が独占合意を達成したことを証明する初歩的証拠がある；
- (2) 本部門の調査・処分範囲に属する；
- (3) 行政処罰を与える法定期限内である。

省クラスの市場監督管理部門は立件日から 7 営業日以内に市場監督管理総局に記録を届出なければならない。

第 25 条 市場監督管理総局は独占合意を調査・処分するとき、省クラス市場監督管理部門に調査を委託できる。

省クラス市場監督管理部門は独占合意を調査・処分するとき、下級の市場監督管理部門に調査を依頼できる。

委託を受けた市場監督管理部門は委託範囲内を、委託機関の名義で調査を実施し、他の行政機関、組織或いは個人に調査を委託してはならない。

第 26 条 省クラス市場監督管理部門は独占合意を調査・処分するとき、必要に応じ関連する省クラス市場監督管理部門に調査を協力してもらうことができる。関連する省クラス市場監督管理部門はこれに協力しなければならない。

第 27 条 独占禁止法執行機関が独占合意に対し行政処罰を行う場合、行政処罰決定前に、書面で当事者に作成する行政処罰の内容及び事実、理由、根拠を通知するとともに、当事者が法に基づき享有する陳述権、弁明権とヒアリングを要求する権利を通知しなければならない。

第 28 条 独占禁止法執行機関は、当事者に作成する行政処罰決定の通知後、当事者の意見を十分に聴取し、当事者が提出した事実、理由、証拠を再検討しなければならない。

第 29 条 独占禁止法執行機関は、独占合意に対し行政処罰決定を下し、法に基づき行政処罰決定書を作成するとともに、本部門の印鑑を押印しなければならない。

行政処罰決定書には以下に掲げる内容が含まれる：

- (1) 当事者の姓名或いは名称、住所などの基本情況；
- (2) 事件の出所及び調査経緯；

- (3) 法律、法規、規則に違反した事実と証拠；
- (4) 当事者の陳述、弁明の採用情况及び理由；
- (5) 行政処罰の内容と根拠；
- (6) 行政処罰の履行方法と期限；
- (7) 行政再審申請、行政訴訟提起の方法と期限；
- (8) 行政処罰の決定を下した独占禁止法執行機関の名称と決定を下した日付。

第 30 条 独占禁止法執行機関は、調査した独占合意が独占禁止法 20 条の規定に属すると認定した場合、調査を中止するとともに調査中止決定書を作成しなければならない。調査中止決定書は、合意の基本情況、独占禁止法 20 条の適用根拠と理由などを明記しなければならない。

独占禁止法執行機関は調査中止の決定を下した後、情況に重大な変化が発生し、調査した合意が独占禁止法 20 条に規定する情況に適合しなくなった場合、独占禁止法執行機関は法に基づき調査を進展しなければならない。

第 31 条 被疑独占合意事業者は、被調査期間に、調査中止の申請を提出し、独占禁止法執行機関が承認した期間内に行為の影響除去のために具体的な措置を講じることを承諾できる。

調査中止申請は書面で提出するとともに、事業者の責任者の署名、捺印しなければならない。申請書には以下に掲げる事項を明記しなければならない：

- (1) 被疑独占合意の事実；
- (2) 行為の結果の除去ための具体的な措置を講じることの承諾；
- (3) 承諾履行期限；
- (4) 承諾が必要なその他の内容。

第 32 条 独占禁止法執行機関は、調査対象事業者の調査中止申請に基づき、行為の性質、持続期間、結果、社会的影響、事業者が承諾した措置及びその期待される効果など具体的情況を考慮した後、調査中止の是非を決定する。

独占禁止法執行機関は、被疑独占禁止合意に対する調査の確認後、独占合意を構成すると判断した場合、調査を中止してはならず、法に基づき処理決定を下さなければならない。

本規定 8 条から 10 条の規定に適合する被疑独占合意に対し、独占禁止法執行機関は調査中止の申請を受け入れてはならない。

第 33 条 独占禁止法執行機関が調査の中止を決定した場合、調査中止決定書を作成しなければならない。

調査中止決定書は、被調査事業者の被疑独占合意達成事実、承諾の具体的な内容、影響の除去の具体的な措置、承諾履行期限及び承諾の未履行或いは未完全履行の法律結果などの内容を記載しなければならない。

第 34 条 調査中止を決定した場合、独占禁止法執行機関は事業者の承諾履行情況を監督しなければならない。

事業者は規定の期限内に独占禁止法執行機関に書面で履行情況を報告しなければならない。

第 35 条 独占禁止法執行機関は、事業者が承諾を履行したことを確定した場合、調査の中止を決定し、調査中止決定書を作成できる。

調査中止決定書は、被調査事業者の被疑独占合意の事実、調査中止決定を下した状況、承諾の具体的な内容、承諾履行情況、監督状況などの内容を記載しなければならない。

以下に掲げるいずれかの場合、独占禁止法執行機関は調査を再開しなければならない。

- (1) 事業者が承諾を未履行或いは未完全履行の場合；
- (2) 調査中止決定を下した根拠となる事実に変化が生じた場合；
- (3) 調査中止決定が事業者の提供した不完全或いは不実の情報に基づいて下された場合。

第 36 条 事業者が本規定に違反した疑いがある場合、独占禁止法執行機関はその法定代表者或いは責任者に対しインタビューできる。

インタビューは、事業者が独占合意を達成した疑いがある問題を指摘し、情況説明を聴取し、注意を喚起する会話を進めるとともに、改善措置の提出、行為の有害な結果の除去を要求できる。

事業者は、独占禁止法執行機関の要求に基づき改善を行い、行為の有害な結果の除去の具体的な措置、履行期限などを提出するとともに書面による報告書を提出しなければならない。

第 37 条 事業者が他の事業者を組織して独占合意を達成、或いは他の事業者が独占合意を達成するために実質的な幫助を提供しており、独占禁止法執行機関に関連状況を自発的に報告するとともに、重要な証拠を提供した場合、法に基づき処罰の軽減或いは免除を申請できる。

事業者は、独占禁止法執行機関の行政処罰告知前に、独占禁止法執行機関に申請を提出しなければならない。

申請書類には以下に掲げる内容が含まなければならない：

(1) 独占合意に関する状況の報告。独占合意参加事業者、関連商品の範囲、合意を達成した内容と方法、合意の具体的な実施状況、その他国外の法執行機関に申請を提出したか否かなどを含むが、これらに限らない；

(2) 独占合意の達成或いは実施の重要な証拠。重要な証拠とは、独占禁止法執行機関がまだ把握しておらず、立件調査或いは独占合意の認定に重要な役割を果たすことができる証拠をいう。

事業者の法定代表者、主要責任者及び直接の責任者が独占合意の達成に個人的責任を負う場合、本条の規定を適用する。

第 38 条 事業者が本規定 37 条に基づき申請を提出した場合、独占禁止法執行機関は、事業

者が自発的に報告した時系列、提供した証拠の重要度及び独占合意の達成、実施に関する状況に基づき、処罰を軽減或いは免除の是非を決定しなければならない。

第 39 条 省クラス市場監督管理部門は、これに行政処罰しない決定、調査中止の決定、調査再開の決定、調査中止の決定或いは行政処罰の告知前に、市場監督管理総局に報告し、市場監督管理総局の指導と監督を受けなければならない。

省クラス市場監督管理部門は、被調査事業者に行政処罰しない決定書、調査中止の決定書、調査再開の決定書、調査中止の決定書或いは行政処罰の決定書を送付後、7 営業日以内に市場監督管理総局に届出なければならない。

第 40 条 独占禁止法執行機関は、行政処理の決定を下した後、法に基づき社会に公表する。行政処罰情報は、法に基づき国家企業信用情報公示システムを通じて社会に公示しなければならない。

第 41 条 市場監督管理総局は、省クラス市場監督管理部門の独占合意の調査・処分に対する指導と監督を強化し、法執行の手順と基準を統一しなければならない。

省クラスの市場監督管理部門は、市場監督管理総局の関連規定に厳格に従い独占合意事件を調査・処分しなければならない。

第 42 条 事業者が本規定に違反し、独占合意を達成するとともに実施した場合、独占禁止法執行機関は、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収するとともに、前年度販売額の 1%以上 10%以下の罰金を科す、前年度に販売額がない場合、500 万元以下の罰金を科す。達成された独占合意が実施されていない場合、300 万元以下の罰金を科すことができる。

事業者の法定代表者、主要責任者及び直接の責任者が独占合意の達成に個人的責任を負う場合、100 万元以下の罰金を科すことができる。

第 43 条 事業者が他の事業者を組織し独占合意を達成或いは他の事業者が独占合意を達成するために実質的な幫助を提供した場合、本規定 42 条の規定を適用する。

第 44 条 業界の協会が本規定に違反し、当該業界の事業者を組織し独占合意を達成した場合、独占禁止法執行機関は、是正を命じ、300 万元以下の罰金を科すことができる。情状が重大な場合、独占禁止法執行機関は社会团体登録管理機関に法に基づき登録取消を要請できる。

第 45 条 独占禁止法執行機関が具体的な罰金額を確定する場合、違法行為の性質、程度、持続期間、違法行為の結果を除去の状況などの要素を考慮しなければならない。

本規定に違反し、情状が特に重大で、影響が特に劣悪で、特に重大な結果をもたらした場合、

市場監督管理総局は、本規定の 42 条、43 条、44 条に規定される罰金額の 2 倍以上 5 倍以下の具体的な罰金額を確定できる。

第 46 条 事業者が行政機関と法律、法規により授権した公共事務を管理する機能を有する組織とが行政権力を乱用し独占合意を達成した場合、本規定の 42 条、43 条、44 条、45 条に従い処理する。事業者が行政機関と法律、法規により授権した公共事務を管理する機能を有する組織から行政権力を濫用し独占合意の達成を強制或いは偽装強制されたことを証明できる場合、法に基づき処罰を軽減或いは減輕できる。

第 47 条 事業者が本規定 37 条に基づき独占禁止法執行機関に独占合意の達成に関する状況を自発的に報告し、重要な証拠を提供した場合、独占禁止法執行機関は、以下に掲げる幅に従い処罰を軽減或いは免除できる：最初の申請者に対し、独占禁止法執行機関は処罰を免除或いは 80%を下回らない幅で処罰を軽減できる、2 番目の申請者に対し、30%から 50%の幅で処罰を軽減できる。3 番目の申請者に対し、20%から 30%の幅で処罰を軽減できる。

独占合意の達成において主な役割を果たし、或いは他の事業者に独占合意の達成、実施に参加するよう脅迫、或いは他の事業者に当該違法行為の停止を妨げた場合、独占禁止法執行機関は、その処罰を免除してはならない。

個人で責任を負う事業者の法定代表者、主要責任者及び直接の責任者が、本規定 37 条に基づき独占禁止法執行機関に独占合意の達成に関する状況を自発的に報告し、重要な証拠を提供した場合、独占禁止法執行機関は、その 50%の処罰を軽減或いは処罰を免除できる。

第 48 条 独占禁止法執行機関の職員が職権乱用、職務怠慢、私情にとらわれて不正行為を行い、法執行過程で知り得た営業秘密、プライバシー及び個人情報等を漏洩した場合、関連規定に基づき処理する。

第 49 条 独占禁止法執行機関が調査期間中に発見した公務員の職務違反、職務犯罪の疑いの証拠は、速やかに規律検査・監察機関に移管しなければならない。

第 50 条 本規定が独占合意の調査、処罰手続きに対し規定していない場合、「市場監督管理行政処罰手順規定（市場監督管理行政処罰程序規定）」に基づき執行し、期限、立件、事件管轄に関する規定は除く。

独占禁止法執行機関が行政処罰聴聞会を組織した場合、「市場監督管理行政処罰聴聞弁法（市場監督管理行政処罰听证办法）」に基づき執行する。

第 51 条 本規定は 2023 年 4 月 15 日から施行する。2019 年 6 月 26 日に国家市場監督管理総局令第 10 号が公布した「独占禁止協定暫定規定（禁止垄断协议暂行規定）」は同時に廃止する。

出所：国家市場監督管理総局ウェブサイト

https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202303/t20230320_353968.html

※本資料は株式会社 KyK インターナショナルの協力の下ジェトロが作成した仮訳となります。情報・データ・解釈などについてできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロ及び株式会社 KyK インターナショナルが保障するものではないことを予めご了承ください。